

# 船橋市勤労市民センター利用案内

## ■開館時間 ◇午前9時～午後9時

時 間	会議室等その他の施設	ホール・楽屋
午 前	9:00～12:00	9:00～12:00
午 後	12:30～16:30	13:00～17:00
夜 間	17:00～21:00	18:00～21:00
全 日	9:00～21:00	9:00～21:00

※利用時間には、準備・後片付けの時間等が含まれます。

## ■利用者登録申請

◇施設をご利用いただくためには「利用者登録」が必要となりますので受付窓口で申請してください。

(注) インターネットや利用者用端末機では登録出来ません。

(注) 登録が完了しないと施設予約が出来ません。

◇利用者登録には、本人証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証・住民基本台帳カード等)また、会社等法人の場合は、本人証明書のほか、社員証・名刺等を持参してください。

◇申請書提出後「利用者登録カード」を発行します。

◇登録受付時間：午前9時～午後5時

※詳しくは窓口または電話でお問い合わせください。

## ■利用登録及び利用上の注意事項

登録及び利用に際しては、下記事項を遵守してください。次のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

◇利用者登録カードは、一団体または一個人につき一枚とします。

◇複数団体で同一目的の部屋等の予約及び利用は出来ません。また、誤解を招くような使い方や表示を禁止します。

◇その他、利用者として不相当と認められる場合及び管理上支障があると認められる場合は利用者登録を抹消します。

## ■予約方法・・・抽選予約と随時予約(抽選予約確定後)の2種類の方法があります。

### ◎抽選予約

《会議室等》

◇抽選予約申込期間は、利用する月の3ヵ月前の21日午前9時から月末の23時までとなります。(例：9月利用の場合6月21日午前9時から申込み可能)

◇抽選は、利用する月の2ヵ月前の1日午前0時、コンピューターにより自動的に行われ確定します。(注)月4枠まで申込み可能。

◇抽選結果は、申込者の登録されたアドレスに電子メールで通知されます。

《ホール・楽屋及び展示室》

◇利用月1年前の1日午前9時30分から勤労市民センターにて直接申込みを受け付け、午前10時に抽選します。(インターネットでの申込不可)

(注)ただし、1日が月曜日となる場合は翌日2日が抽選日となります。

◇抽選終了後は、翌日午前9時から随時予約申込みが出来ます。

### ◎随時予約(抽選予約確定後)

《インターネットによる予約》

◇利用者IDとパスワードを入力することにより施設予約や予約履歴の確認が出来ます。(注)登録が完了していないと予約出来ません。

- ◇予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前9時から先着順に予約申込みができます。
- ◇予約は、原則24時間可能ですが、毎月1日午前0時より午前9時及び、メンテナンス日などは出来ません。

#### 《受付窓口による予約》

- ◇受付時間・・・午前9時～午後7時
- ◇予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前9時から窓口及び電話で、先着順に予約申込みができます。
- (注)各月の1日が休館日となるときは、窓口及び電話での予約は翌日となります。

### ■お支払方法・・・窓口支払と銀行振込の2種類の方法があります。

#### ◎窓口支払

下記の申請期限内に「利用者登録カード」を持参の上、利用料金をお支払いください。

- ◇ホール（楽屋を含む）および展示室：利用日の180日前まで
- (注)ただし、予約した日が180日以内の場合は予約した日から1週間以内となります。
- ◇会議室等その他の施設：利用日の10日前まで
- ◇利用料納入の際、利用許可書を交付します。
- ◇利用許可書は、利用当日お持ちいただき、受付窓口にご提示ください。

#### ◎振込支払

利用料金をFAXでお知らせしますので、下記の期限内に指定口座へお振り込みください。

- ◇ホール（楽屋を含む）および展示室：利用日の180日前まで
- (注)ただし、予約した日が180日以内の場合は予約した日から1週間以内となります。
- ◇会議室等その他施設：利用日の20日前まで
- (注)振込手数料は利用者負担となります。
- ◇利用当日に利用許可書をお渡ししますので、FAXでお送りした「利用料請求について」の用紙をお持ちください。
- ※詳しくは窓口または電話でお問い合わせください。

利用許可書の交付後、利用日時及び部屋の変更（移動等）は出来ませんので、十分ご検討のうえ、申請手続きを行ってください。

また、申請期限内に手続きをされない場合は自動的にキャンセル扱いになりますのでご注意ください。

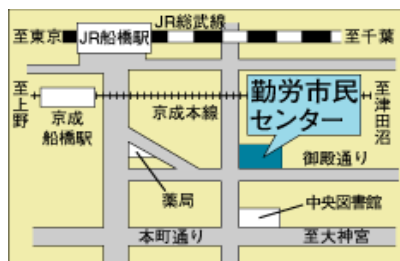
### ■利用料の還付

許可書の交付を受けた方で、施設の利用を取り消し還付手続きを行う場合は、**利用許可書・レシート（領収書）・代表者印**をお持ちください。（振込みで入金された方は「利用料請求について」の用紙をお持ち下さい）

還付期間および還付額については下記のとおりです。

- ◇ホール・楽屋・展示室 …… 利用日の180日前までは全額  
120日前までは7割／60日前までは5割
- ◇その他会議室 …… 利用日の10日前までは全額

※許可書及びレシート（領収書）を紛失されますと還付できませんのでご注意ください。



船橋市勤労市民センター

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-19-6

電話 047-425-2551 FAX 047-426-1157

H P <http://funabashi-ksc.or.jp>

休館日 毎週月曜日・年末年始

JR船橋駅 南口徒歩5分京成船橋駅 東口徒歩3分